

令和6年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第19日（令和6年3月22日 金曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第6号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」から議案第38号「工事委託協定の変更について」までの議案33件について一括議題

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 坂下文宏君 | 2番 | 新谷英生君 |
| 3番 | 形岡弘士君 | 4番 | 谷口佳保君 |
| 5番 | 弘田条君 | 6番 | 武政健三君 |
| 7番 | 山崎誠一君 | 8番 | 吉村政朗君 |
| 9番 | 作田喜秋君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 池正澄君 | 局長補佐 | 坂本久恵君 |
| 議事係長 | 山本卓己君 | 主幹 | 濱田康平君 |
| 主事 | 田村海君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

## 出席要求による出席者

|                                        |         |                                          |         |
|----------------------------------------|---------|------------------------------------------|---------|
| 市 長                                    | 程岡 庸 君  | 副 市 長                                    | 早川 聡 君  |
| 税 務 課 長 補 佐                            | 三木 和彦 君 | 企 画 財 政 課 長                              | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 東 直能 君  | 危 機 管 理 課 長                              | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                                  | 宮地 直道 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                     | 中村 浩司 君 |
| 健 康 推 進 課 長                            | 竹池 亮 君  | 福 祉 事 務 所 長                              | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                                | 岡田 旭生 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長                        | 中尾 吉宏 君 |
| 観 光 商 工 課 長                            | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 補 佐                          | 和泉 誠 君  |
| 水 道 課 長                                | 山本 実 君  | じ ん け ん 課 長                              | 窪内 研介 君 |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長       | 畑山 正王 君 | こ だ も 未 来 課 長 補 佐                        | 山下 雅人 君 |
| 生 涯 学 習 課 長                            | 西原 貴樹 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（作田喜秋君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和6年土佐清水市議会定例会3月会議、第19日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第6号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」から議案第38号「工事委託協定の変更について」までの議案33件を一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、前田 晃君。

（予算決算常任委員会委員長 前田 晃君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。

それでは、予算決算常任委員会が令和6年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について御報告いたします。

1、議案第6号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、3款1項3目老人福祉費について。

委員から、今回、一般会計からしおさい特別会計への繰出金として計上している7,435万3,000円について金額が大きいのはなぜかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、定員100人の枠に1日平均95人で当初予算を計上していたところ、決算見込みにより利用者数が73人となり、この約22人分の収入減を一般会計から収入補填として繰出しを行うことになったとのことであります。

同委員から、利用者が減少した理由は何かとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス感染症が蔓延した後に体調不良から入院を経て退所する方が増えたこと、また、これらの感染症により亡くなられた方が多く、その後の入所手続には細心の注意を払っていたことから、市中や施設での感染症発生時の入所手続が中断及び遅延となり、空床をつくることになったとのことであります。

また、同委員から、現在の利用者数と待機者数は何人かとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、現在、在籍数が66人、そのうち入院者数が6人で、実人数は60人となっている。入所待機者数は現在30人で、そのうち他施設の利用者や入院中の方などを除くと、10人程度の待機者となるとのことであります。

この答弁を受け、同委員から、空きベッドが30床あり待機者が10人いるのであれば待機者を入れればよいと思うが、なぜそうしないのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、順次、待機者の入所手続を進めているが、近年体調不良により入所者よりも退所者の方が多くなっていること、また、しおさいは4人部屋、多床室が多く、男女の組合せなどの調整に時間がかかる状況もあり、入所が1に対して1を埋めることにはなっていないとのことであります。

さらに、同委員から、多床室なので男女の調整が難しいとしても、それは定員が満床となっている時のことであって、これだけ空きベッドがあれば調整にそれほど時間はかからないのではないかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、空きがあってもその中で調整することは理解しているが、高齢者は環境の変化などで体調不良を起こすことも多いため、そういったところも調整をしながら進めている。指摘されたことはもっともで、空床を埋めることや待機者をなくすことの認識を持って運用しているとのことであります。

しおさいの経営を安定させるためにも、積極的に待機者・入所希望者を受け入れることを強く要請し、了承いたしました。

2、議案第10号「令和6年度土佐清水市一般会計予算について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、2款1項7目企画振興費について。

委員から、土佐清水市DX推進モデル事業の内容についての質疑に対して、執行部の説明によりますと、自治体がデジタル技術を活用して行政を進める上で、市民のデジタル技術の向上

が必要になるが、例えば地域にいながら行政が発信する議会中継や夏季大学などの情報を受けられる仕組みをつくるものである。今回は試験的に手挙げ方式で、意欲のある地区にスクリーンやプロジェクターなどの受信設備を備えていき、実際に運用してみてニーズや効果があるのかを検証するモデル事業であるとのことであります。

また、同委員から、200万円の予算で何か所の地区を予定しているのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、公募制で2地区を選定する予定で、令和6年度は1地区100万円を上限として補助対象事業費の10分の9を補助することになっているとのことであります。

また、別の委員から、地域で機材を使うとなると高齢者には難しいこともあるので手助けが必要ではないかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、令和6年度についてはセッティングも含めて行政側の支援を考えているとのことであり、了承いたしました。

同じく歳出中、4款1項6目環境衛生費について。

委員から、土佐清水市地球温暖化対策実行計画区域施策編策定支援業務の内容についての質疑に対して、執行部の説明によりますと、この地球温暖化対策実行計画区域施策編は、今年度作成した土佐清水市再生可能エネルギー導入目標等計画の内容を反映したもので、再エネに関する内容や取組の計画に再エネ以外の温暖化対策の取組を追加しており、特に市民、事業者、行政の取組を明記する形で作成するものとなっている。また、重点的な取組については、ゼロカーボンシティ実現に向けて具体的な内容や削減目標を設定し、計画へ反映する予定になっているとのことであります。

他の委員から、市民、事業者、行政が脱炭素の実行計画を作成するとあるが、実行委員会等の組織をつくって検討するのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、まだ構想の段階だが、組織を立ち上げることを含めて考えているとのことであり、了承いたしました。

同じく歳出中、6款1項6目ふるさと魅力推進費について。

委員から、ふるさと納税ポータルサイト運営支援業務委託について、債務負担行為議決後の委託業者との契約日や契約期間はどうかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、令和6年2月28日に業者と契約を締結し、期間は同日から令和7年3月31日までとのことであります。

また、同委員から、委託料1,320万円の予算計上の根拠についての質疑に対して、執行部の説明によりますと、歳入で計上しているふるさと元気寄附金3億円の4.4%として1,320万円を計上しているが、実際は4%で契約することとなったため、前月に入った寄附額の4%を毎月支払っていく形になるとのことであります。

また、同委員から、契約した業者名及び契約後の打合せの内容などについての質疑に対して、執行部の説明によりますと、業者は株式会社「ふるプロ」(芸西村)で、これまでに本市の現状

の調査と分析をしていただき、足りないところはどこか、また「ふるプロ」のノウハウをどう生かすかなどのアドバイスももらっている。本市の商品で、市場で勝てる返礼品をカテゴリー別に追求していくことが実施方針で、「ふるプロ」と一緒になって返礼品の開発と事業者の発掘を進め、目標の3億円が通過点になるような形で進めていきたいとのことであり、了承いたしました。

同じく歳出中、9款2項1目及び9款3項1目学校管理費について。

委員から、小学校スクールバス運行業務の委託料について、令和4年度が約500万円、令和5年度が約750万円、令和6年度が約1,600万円になっているが、どのような業者選定と経緯でこの金額になったのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、スクールバス運行業務の委託については、市内のバス運行業者2社と市外の運行業者1社に見積り入札を実施しており、小学校便については、下ノ加江小学校及び幡陽小学校の清水小学校への統合に伴い1路線増えていること、また、見積り入札の結果、単価が増額となったとのことでありま

す。また、同委員から、中学校のスクールバス運行業務の委託料について、令和4年度が約3,500万円、令和5年度が約2,800万円、令和6年度が約3,600万円になっているが、委託料が増えた要因は何かとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、見積り入札の結果、それぞれの路線の単価が上がったとのことでありま

す。スクールバス運行業務の委託料については、入札方法も含めてしっかりと精査し今後にか

3、議案第 7号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

議案第 8号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第 9号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第3号）について」

議案第11号「令和6年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第12号「令和6年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第13号「令和6年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第14号「令和6年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

議案第15号「令和6年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」

議案第16号「令和6年度土佐清水市水道事業会計予算について」

以上、9件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（作田喜秋君） 次に、総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 総務文教常任委員会の審査経過の概要と結果報告をいたします。

令和6年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査概要と結果について報告いたします。

1、議案第31号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部が改正され、「児童の安全の確保」に関する事項が追加となったことから、この基準を定める省令に従い制定している本条例について、省令の改正内容に準じ安全計画の策定等及び業務継続計画の策定等の規定を新設し、衛生管理等の規定を一部改正並びに先の改正で追加されていた自動車を運行する場合の所在の確認についての規定を新設するものとのこととあります。

また、改正後の本条例第11条第4項中、本事業における一の支援の単位を構成する利用児童数について、令和2年度以降、利用児童数が月平均40人台で推移し、令和5年度は50人台となり、今後も同様の人数が見込まれることから、実情に合わせて、「おおむね40人以下」から「おおむね50人以下」へ人数を改正するものとのこととあります。

このほか、委員から、現在の支援員及び利用児童数についての質疑があり、執行部の説明によりますと、支援員は、常勤が2名と非常勤が7名の計9人。そのうち7名が有資格者。利用児童数は、令和6年2月末時点で53人おり、そのうち障害のある児童については7人で、この児童には、5人の加配支援員がついているとのこととあります。

また、別の委員から、清水小学校以外での放課後児童健全育成事業の実施についての質疑があり、執行部の説明によりますと、教職員の勤務の時間と本事業の活動の時間の関係で、子供の活動時間がずれることから、学校施設の一部を使うことができないため、別棟を整備する必要があり、その際の場所の確保や建設費などが必要となってくる。保護者の要望はあるが、これらの課題のほか保護者間でそれを運営する組織の立ち上げや、本事業の利用する際の条件等も含め検討していく必要があるとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第32号「土佐清水市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例の制定について」

執行部の説明によりますと、現在、教育センター内の少年補導センターに配置している補導教員について、学校現場の教員が不足している状態であるため、令和6年3月末をもって引揚げとなることから、本条例第5条に規定する職員について、「補導教員」を削除し、「その他必要な職員」を追加する改正を行うものとのこととあります。

委員から、こういった動きは県下的なことかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、令和4年度末に南国市と香美市が引揚げとなり、県下的には段階的に引揚げになっている状況とのこと。令和6年度からは、本市、室戸市、四万十町が引揚げの予定であるとの説明がありました。

別の委員から、補導教員の引揚げに伴い令和6年度から雇用を予定している補導専門職員の採用に当たり、教員等の資格が必要になるかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、教員等の資格は不要としている。教員でなくともその内容が理解できていれば引き継げること、例えば見守り活動といったようなことを精査し対応していただくことになるとのことでした。

また、これまで補導教員が果たしてきた育成や指導の役割は、在職中の教員OBのスクールソーシャルワーカーや相談員、研究員も含め対応ができるものと考えているとの説明があり、了承いたしました。

3、討論について。

議案第31号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、委員1人から反対討論がありました。

委員から、利用児童数の実情に合わせて一の支援の単位を構成する人数を「おおむね40人以下」から「おおむね50人以下」に改正することは、市の最低基準を緩やかにすることにつながるのではないかと。今までどおり、「おおむね40人以下」とし、それを二単位設置し対応できるように別施設をつくることなどを検討すべきと考える。基本的には現行のままでよいと思うので、本議案について、反対する旨の討論がありました。

4、議案第20号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第21号「土佐清水市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第22号「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第23号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第26号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 29 号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 30 号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第 33 号「土佐清水市関西学院大学入学準備金貸与条例を廃止する条例の制定につ
いて」

以上、8 件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第 31 号につ
いては賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可
決いたしました。

○議長（作田喜秋君） 次に、産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） おはようございます。

産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和 6 年土佐清水市議会定例会 3 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要
と結果について報告をいたします。

1、議案第 17 号「土佐清水市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の策定について」
執行部の説明によりますと、「土佐清水市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」は、
老人福祉法及び介護保険法に基づき、計画を策定。全体で 3 編構成になっており、第 1 編「序
論」が 4 章構成、第 2 編「基本施策の推進」が 3 章構成、第 3 編「計画推進に向けて」が 4 章
構成となりました。

団塊の世代全員が 75 歳以上の後期高齢者になるという 2025 年問題や高齢者人口が全国
レベルで 2040 年にピークを迎え、85 歳以上の人口が急増し、医療・介護を必要とする要
介護高齢者が増加していく一方で、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が急減し、支え手が極端
に少なくなるという社会情勢を踏まえ、国から基本指針の見直しポイントとして示された、1、
介護サービス基盤の計画的な整備、2、地域包括ケアシステムの深化推進に向けた取組、3、
地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上、以上 3 点に留意し計
画の策定を行ったとの説明がありました。

委員から、第 8 期計画では第 1 節「人口・要介護認定者数等」となっているが、第 9 期計画
で「第 1 節 高齢者人口」と「第 2 節 要介護等認定者」に分けた理由は何か。また「第 4 節
地域活動」を追加した理由はとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、「高齢者人口」に
ついては、団塊の世代全員が 75 歳以上の後期高齢者になるという 2025 年問題が顕著にな
ってくるため、中長期的な視点でもって「高齢者人口」という項立てをしている。そのほかの

「要介護等認定者」や「地域活動」も含めて、今後土佐清水市が力を入れていかなければならない方向性というものをあえて別立ての記載をし、本市の特徴的な部分での取組を進めていくことを端的に表現したとの説明があり、了承いたしました。

このほか、委員から、地域包括支援センターを中心にサービス展開していく中で、介護職員の人材確保が非常に問題だと考える。全国的な問題だが、具体的に市としてはどのように確保していくのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、定着支援金や人材確保に係る市独自の補助制度、また介護の初任者研修の受講費の助成など市独自の取組は既に行っている。令和6年度当初予算でも、人材育成、人材確保の助成、補助事業について計上している。市内の人材の掘り起こしも独自に行い、併せて国・県への要望もしていきたいとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第27号「土佐清水市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、主な改正内容については、本市における高齢者を含めた人口減少傾向や、過年度実績及び将来のサービス需要を考慮し、より現状に即したサービス提供となるよう、特別養護老人ホームしおさいの定員について、現行では、本入所100人、短期入所20人、合計120人のところを、本入所90人、短期入所10人、合計100人に改正するものとなっている。

なお、改正に当たっては、介護職員と看護職員を合わせた職員数に対する利用者数が、職員1人に対し、利用者3人という設定があり、しおさいの現状の職員数を常勤換算で計算すると、約31.1人となり、94人の利用者に対応できる職員が配置されているという状況も踏まえて計算された結果となっているとの説明がありました。

また、委員から、約10人の待機者の受入れについてはどうなっているかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、待機者に連絡はしており、スケジュール等のマッチングが完了できれば、順次入所していただけるような段取りで動いているとの説明があり、了承いたしました。

このほか、委員から、令和5年度の一般会計から特別会計への繰出金は当初予算と比べ、大幅な増額補正となっているが、令和6年度当初予算の繰出金は3,427万1,000円となっている。この予算額で収まるような運営になるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、施設の稼働率を100%に近づけるように、そして待機者をつくらない、空床をつくらないという運用を実施するとの説明があり、了承いたしました。

最後に、委員から、空床を埋めるための宣伝等はどのように考えているかとの質疑があり、これに対し執行部より、幡多エリア内の施設や入所をコーディネートする事業所に対し、空床

がある旨の文書を出して入所を促すような営業活動を実施していきたいと考えているとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第18号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第19号「土佐清水市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第24号「土佐清水市共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第25号「土佐清水市立墓地条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第28号「土佐清水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第34号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」

議案第35号「海ギャラテラスの指定管理者の指定について」

議案第36号「市道路線の廃止について」

議案第37号「市道路線の認定について」

議案第38号「工事委託協定の変更について」

以上、10件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（作田喜秋君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休 憩

午前10時53分 再 開

○議長(作田喜秋君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

10番、前田晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 前田晃です。

私は、議案第31号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、反対の立場で討論を行います。

当該条例は、本市の学童保育の設備や運営の基準を定めている条例で、この条例に基づいて、本市の学童保育が実施されています。提案された議案第31号では、本市の学童保育の一つの支援単位の利用児童数を定めております。本条例第9条第4項の規定、「おおむね40人以下」を「おおむね50人以下」へと変更するものとなっております。

変更の理由として執行部は、過去5年間の学童保育利用児童数が年平均40人を超えている現状に合わせて、一支援単位の児童数を40人以下から50人以下へと変更するとしております。

しかし、今回の児童定数変更の条例改正案は、本当に学童保育の条件整備につながるものなのでしょうか。私は疑問に思うとともに、逆に、学童保育の保育条件を低下させ、悪化させることになるのではないかと危惧をするものであります。本条例第2条には、この条例で定める基準は、最低基準であるとの定めがあります。そして、同第3条では、市長は最低基準を常に向上させることに努めるとしまして、市長に対して、学童保育の最低基準を低下させず向上させることを義務づけております。

また、本条例では、一支援単位の児童数40人以下に対する職員の配置は2名となっております。

まして、現行では、40人の児童を2名の職員が担当していることとなりますが、改正案では、児童数が50人以下となり、50人の児童を2名の職員が見ることとなります。担当する児童数が増える分だけ職員の負担が増え、職員の目が届かず、安全で安心な学童保育の活動が薄まることは明らかではないでしょうか。執行部は、利用児童数は40人を超えていることをもって、現状に合わせたとしておりますけれども、条例の児童数を変更したとしても、2名の職員で50名の児童を見る大変さや不安が解消されるわけではありません。かえって、条例の変更が現状の職員2名で児童50人を見ることを固定化し、職員の過重負担を正当化することになるのではないかと思います。一支援単位の児童数を40人以下から50人以下へと変更するこの条例の改正案は、最低基準の向上を義務づける本条例の趣旨からいっても、向上どころか低下させるものになっているのではないのでしょうか。

国、厚労省の基準においても、一支援単位の児童数はおおむね40人以下と定められ、また、県の設置運営基準でも、指導員と児童相互の信頼関係を築く上でも、おおむね40人程度が望ましいとされています。学童保育の最低基準の低下を招くことが、議案第31号の条例改正案の一番の問題だと私は思います。

本市においても、核家族化や共働きが広がり、放課後の子供の居場所として学童保育の需要が高まっています。需要に応える学童保育の条件整備に行政は対応しなければなりません。その条件整備には、児童数をいじるようなそういった対応ではなく、例えば学童保育の増設に向けた支援員の確保や、専用区画1人当たり1.65平方メートルの確保、財政上の支援など、本条例のうたう最低基準の向上につながる取組こそ必要ではないのでしょうか。本条例の目的、趣旨に沿った執行部の真摯な対応が求められていると思います。

高まる学童保育の需要に応えるには、本条例の目指す最低基準の向上の方向での対応が本筋であり、児童の最善の利益と安全・安心の条件整備こそ求められているということを最後に重ねて申し上げまして、議案第31号に対する反対討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（作田喜秋君） 以上で、通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第6号「令和5年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」、議案第7号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、議案第8号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第9号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第3号）について」の補正予算案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第6号から議案第9号までの補正予算案4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和6年度土佐清水市一般会計予算について」、議案第11号「令和6年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第12号「令和6年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」、議案第13号「令和6年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第14号「令和6年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」、議案第15号「令和6年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」及び議案第16号「令和6年度土佐清水市水道事業会計予算について」の当初予算案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第10号から議案第16号までの当初予算案7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「土佐清水市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について」

を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。

よって、議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「土佐清水市共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。

よって、議案第２４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「土佐清水市立墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。

よって、議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。

よって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号「土佐清水市立特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（作田喜秋君） 起立全員であります。

よって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「土佐清水市水道の布設工事監督者及び水道技術者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「土佐清水市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「土佐清水市関西学院大学入学準備金貸与条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「海ギャラテラスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「市道路線の廃止について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「市道路線の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「工事委託協定の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第1号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、坂下文宏君。

(1番 坂下文宏君登壇)

○1番(坂下文宏君) おはようございます。1番、坂下文宏でございます。

ただいまより、案文を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)

昨年から続いている物価の高騰は、市民生活を圧迫し、中小零細企業へ打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に最低賃金近くで働くパートや派遣などの非正規雇用やフリーランスの弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この困難を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠です。最低賃金の大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律最低賃金への法改正を行うことがこれまで以上に重要になっています。

2023年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,113円、高知県では897円、最も低い県では893円にすぎません。毎日8時間働いても月12万円から16万円であり、最低賃金法第9条3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することもできません。地域別のため、高知県と東京都では同じ仕事でも時給で216円もの格差があります。

日本の最低賃金は、地域別であることが上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素、その地域の労働者の生計費と賃金、事業者の支払い能力を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金が低い地域では、現状の支払い能力や経済状況を基に最低賃金額が決められ、低いままとなってしまいます。そして、最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませる決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国では全国一律制を取っています。そして政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を実施し、最低賃金の引上げを支えています。日本でも中小企業への具体的で使いやすい支援策を拡充し強化する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済を確立して誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、最低賃金の全国一律制度をはじめとする下記の項目の早期実現を求めます。

1、政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。

2、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。

3、政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し強化すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから、採決いたします。

市議会議案第1号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」、原案に賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立多数であります。

よって、市議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第2号「訪問介護事業所への支援を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、谷口佳保君。

(4番 谷口佳保君登壇)

○4番(谷口佳保君) 意見書の提案理由の説明をさせていただきます。

訪問介護事業所への支援を求める意見書

現在、本市における訪問介護事業所では、訪問介護員や介護福祉士の高齢化が進み、厳しい労働条件での人手不足は、新型コロナウイルス感染症拡大によりさらに拍車がかかり、近年の燃料費物価高騰も事業所経営に大きく影響している。

令和5年中の訪問介護事業所の倒産件数は全国で67件あり、高知県では8件が閉鎖に追いやられている。また、一般社団法人全国介護事業者連盟高知県支部によると、人員不足と従事者の高齢化、物価高騰などにより、閉鎖や倒産する事業所が増加傾向にあるという。

このような中、厚生労働省は、第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度)の介護報酬改定を公表した。介護サービス全体では1.59%のプラス改定となり、その内訳と

して0.98%が介護職員の処遇改善となることとなった。

その一方で、訪問介護サービスの基本報酬は、各区分によって数値は異なるものの2%以上の引下げとなった。

訪問介護サービスの基本報酬が引下げとなった最大の要因は、厚生労働省が実施した介護事業経営実態調査にて、訪問介護は全国的に他の介護サービスより経営が安定しているという結果に基づいてのことだというのが、これは集合住宅に併設されている事業所や都市部の住宅密集地域で移動時間が少なく、効率的なサービス提供ができる事業所の利益率が大きく反映された結果であり、本市のような中山間地域で、サービスを必要とする利用者が点在し、移動時間が多く、非効率な運営を余儀なくされている事業所の実態に即しているものとは言えない。

厚生労働省は、基本報酬だけでなく、手厚く拡充した処遇改善加算等も含めた改定全体を見てもらいたいとしているが、基本報酬の引下げは、燃料費などの事業の管理運営及び維持に充てられる収入が減少することであり、このままでは3年後の次期介護報酬改定を待たずして、多くの訪問介護事業者が倒産や閉鎖の危機に直面する可能性が極めて高い。

今回の改定により、訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねず、地域包括ケアシステムの実現を目指していく国の方針に乖離するものと懸念する。

よって、国においては、訪問介護事業所による安定した介護サービスの維持、確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く求める。

1、速やかに、このたびの訪問介護基本報酬引下げの地方における影響を慎重に見極め、事業継続への支援を行うこと。

2、都市部と地方の経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営実態調査の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（作田喜秋君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから、採決いたします。

市議会議案第2号「訪問介護事業所への支援を求める意見書の提出について」、原案に賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(作田喜秋君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第2、「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(作田喜秋君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 程岡 庸君登壇)

○市長(程岡 庸君) 議長のお許しを得ましたので、市議会定例会3月会議の散会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

私にとりましては、市長就任後、初めての当初予算編成となりました。3月会議におきましては、新年度の市政運営の基本となる令和6年度一般会計予算をはじめとする重要な議案につ

いて熱心な御審議を賜り、本日ここに、適切なる御決定をいただき、深く敬意と感謝を申し上げます。

市民の皆様とお約束した公約につきましては、来年度から実施できるもの、中期的に検討を要するものに整理し、実現可能なものから順次着手することといたしまして、予算を編成し、御承認もいただいたところであります。審議期間中に、一般質問や各常任委員会を通じて議員各位から寄せられた貴重な御意見、御提言につきましては、今後の市政運営に活かしてまいります。

最後になりますが、この3月31日付をもって退職する職員に議員各位よりねぎらいのお言葉をいただきましたが、長年にわたり市政全般に御尽力を賜り、退職に当たり、改めてこの場より心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。皆様方の御健勝、御多幸を心からお祈りいたしまして、散会の挨拶といたします。

○議長（作田喜秋君） これをもちまして、令和6年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時32分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員